

## 第210回一関市教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和2年8月19日（火）午後1時30分

閉会 令和2年8月19日（火）午後3時07分

### 2 会議の場所

一関市役所教育委員室

### 3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 千葉和夫

委員 佐藤一伯

委員 伊藤一志

委員 桂島加奈子

### 4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	菅原春彦
一関図書館長	黒川俊之
教育部次長兼教育総務課長	及川和也
教育部次長兼学校教育課長	瀧野澤 徹
教育部次長兼文化財課長兼骨寺荘園室長	千葉 浩
一関市博物館次長	佐藤光俊
いきがづくり課長	伊東吉光
文化財課主任学芸員	菅原孝明
教育総務課長補佐兼庶務係長	千葉由紀（記録）

### 5 議事

議案第17号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（有形文化財・古文書）

議案第18号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（有形文化財・典籍）

議案第19号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（無形民俗文化財）

議案第20号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（無形民俗文化財）

議案第21号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（無形民俗文化財）

議案第22号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（無形民俗文化財）

議案第23号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（無形民俗文化財）

## 6 報 告

- (1) 行事報告及び9月行事予定について

## 7 その他

- (1) 令和2年度学校教育行政の重点について（いじめと不登校への対応）
- (2) その他

## 8 会議の議事

○教育長 ただいまから第210回教育委員会定例会を開会いたします。

### 議案第17号～第23号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

○教育長 2番の議事に入りますが、今日の議事内容は7件であります。全て文化財指定に関するものでありますので、これについて一括で説明していただきたいと思っております。

実際のイメージを湧くためにテレビ等も用意しました。

それを使いながら説明よろしくお願ひいたします。

○文化財課長 （説明）

○教育長 それでは全部で7件の文化財指定について説明いただきましたが、2つに区切って、前半の芦東山関係と後半の神楽関係に分けて、質問、意見という形で、最初に前半の芦東山関係につきましてお願ひします。

○千葉委員 文化財の指定に基本的には賛成ですが、無形文化財の方の5点については、保存会に保存するための活動とか補助金支援みたいなものが必要だと思うんですが、この最初の2つの有形文化財は芦東山記念館にあるものを指定して、また芦東山記念館に置かれるということで補助金とかは必要ないのかなと思うんですがどうなんですか。

○文化財課長 その通りでございます。市の所有ですから補助金とかは出しておりません。それから無形民俗の方は、市指定になれば市からの活動補助が受けられることとなります。

○佐藤委員 芦東山日記20冊のうち18冊は市が所有して2冊は個人所有ということですが、どういった経緯なのか分かれば教えてください。

○文化財課長 2冊は芦家から寄託を受けて芦東山の方で保管収蔵して、お見せする場合にはお見せしているところです。

○教育長 元々は芦家で伝わってきたものですから芦家が所有して、その子孫が所有していたということですね。今、寄託という言葉を使いましたけど、寄託というのはどういう形になるのか、寄贈の場合はすっかり所有を芦東山記念館にやることだと思いますが、寄託ってどういうことですか。

○文化財課学芸員 寄託の場合は、所有権は芦さんが持っていて、ものを記念館の方でお預かりしている状態になります。

○教育長 そうすると全部20冊とも芦東山記念館にあるわけですね。

その他いかがでしょうか。私の方からですが、芦東山の無刑録は、これは現在県指定になっているっていうことでよろしいでしょうか。

○文化財課長 その通りでございます。県指定。

○教育長 国の指定、重要文化財等も含めてそういった方向に行けばいいなっていう話は前から聞いていたんですが、具体的な部分は特に動きとしては今は研究中ということでしょうか。状況で話していただければ。

○文化財課長 芦東山関連の資料っていうか、今回は2つ指定をお願いするわけなんですけども、今回まとまったものを挙げさせていただきましたが、資料はまだあるということで、記念館の専門員が中心になって作業しております。将来的なことを言えば県指定の無刑録を含め芦東山の資料として、国の指定まで持っていくように進めばいいというように、この間の文化財調査員会議でも意見を頂きましたし、それから26年度からの芦東山と無刑録の調査研究をお願いしております早稲田大学名誉教授の先生もそういった、国の登録に向けて芦東山関係資料一式をまとめて挙げるように、そういった価値があるという話を頂いております。その調査研究については現在進めているところです。

○教育長 方向性の一步にはなるというか直接は繋がらないまでも、芦東山の功績を広げるための一つにはなる。

○文化財課長 芦東山の知名度アップにも繋がるものであります。

○教育長 当たり前なことなのかもしれないけれど芦東山日記とかは全て漢文で書かれているんでしょうか。

○文化財課学芸員 芦東山日記については漢文ではない。当時のいわゆる候文と江戸時代の言葉で書かれているものです。

○教育長 芦東山日記の方は候文ということですからひらがなと漢字が多いですから、やっぱり特別な人じゃないとなかなか読め読み込めないんですね。

○文化財課学芸員 字があまり綺麗ではないので、古文書の知識がない読めないかもしれ

○教育長 その他いかがですか。

採決については後で一つずつ行いますので、後半の無形民俗文化財5件につきまして、何

かご質問、ご意見等をお願いしたい。

○桂島委員 下猿沢伊勢神楽、これだけは子供だけが主体でやっている神楽だったなと思って映像見ていたんですけども、ジャージを履いていたのでどこかの中学校か小学校じゃないかを見たのですが、どこかの学校で、例えば授業とかで取り入れて、やっているとかっていうふうにしてるのかなあと思ったんですけど、学校が中心になっていればその学校が存在する限りずっと続いていくから心強いなと思うんですけど、あれはジャージではないのですか。

○伊藤委員 実は猿沢小学校が伝統的に受け継いで、運動会の時に地域の方に見せる。特に運動会とか、あとは秋祭りの時にご披露するというような形で小学校ではずっと伝統的に行っています。

○桂島委員 小学校の1年生から6年生まで、例えばある程度4年生からとか。

○伊藤委員 4年生から、4、5、6と。

○桂島委員 毎年小学校で指導してお子さんたちが覚えていく。

○伊藤委員 大人の方も結構やっています。

○伊藤委員 先ほど千葉委員さんが質問された中身になりますけれども、補助金はどの位出るのでしょうか。

○文化財課長 団体によってまちまちといたしますか、活動内容、予算の規模、毎年次の年の予算を確保するために各団体に照会をかけます。来年度の活動補助金を申請しますかと。事業計画なり予算書を出してもらって相談をしながら進めておりますが、予算規模が少ないところは補助金を使わないで活動している団体もあります。

○伊藤委員 であればですね、年間の市として活動補助金の予算っていうのはあると思いますがその予算はどの位なんですか。

○文化財課長 今年度は約10団体で多いところが15万円位、少ないところが4万円位ですので、活動補助金については150万円位の予算になります。その他に衣裳を揃えとかそういう別枠でもございますが今年はそういった補助金はありません。

○教育長 そうすると、例えば団体で見せるイベントを行うという時に100万円かかるとすれば、自分のところから50万出して、そして市から50万いただいて事業を行うというイメージにとらえていいですか。

○文化財課長 事業費の半分ということになります、市指定の文化財につきましては、また指定されていない団体が使う補助金がございます。

○教育長 自分のところでも当然用意しないと、補助金だけをもらうってことはできないということです。

あとはいかがでしょうか。

○桂島委員 先ほど補助金を申請する団体もあるし、申請しないところもあるとおっしゃったんですけど、申請しないところってどういった理由で申請しないのか、例えば1年間の活動報告を何か市の方に書類的に出したりとかっていうのがあって、申請するのが面倒だからという方々が申請をしないのか。普通に考えると申請して補助してもらえらんだったらと思うんですけど。

○文化財課長 全部が全部じゃないと思いますが、踊りを踊って地域からご祝儀をもらったり、会費等で中でやり繰りしているところもあると思います。

○桂島委員 例えば補助を受けている団体は報告書の提出義務などがあるのですか。

○文化財課長 補助金を受けてる団体については報告を頂いております。

○教育長 また私からですが、こういう無形民俗文化財は南部神楽をはじめ、かなりの団体数があって、今回は5つを指定する予定ですが、今後の見通しとして、こういう指定をやっていった場合に既に南部神楽は8団体ぐらい市指定になっていると思うんですが、今後どんどん指定して広げていく見通しなのか、その辺りバランス的に大丈夫でしょうかということでございます。

○文化財課長 今年の4月時点で活動している民族芸能団体59団体ありまして、多いのが南部神楽27団体、次が獅子舞が7団体、田植え踊り5団体、鹿踊4団体などの内訳ですが、県指定が2団体ございますし、市指定が13団体ございます。今後、南部神楽は多いので、バランス的に神楽以外の活動している団体は対象になってくると思います。いずれ後継者不足であったり、活動休止というところもあるので、そこら辺は支援をしながら。

○教育長 そうすると、バランスって言葉使ったのは、ある団体は指定されてある団体を指定されてないっていう、そういう不公平感っていうのが懸念されるわけなんですけど、そういう部分は一定の基準というのを、提案する場合には一定の基準を作りながらやるものでしょうか、そこら辺いかかですか。

○文化財課長 資料2 これらにの10ページに文化財指定の基準。これらに該当する団体については指定に向けて進めている。

○教育長 もう1点ですが、文化財調査委員会に諮問して、答申をいただいて今日の提案ということなんですけど、その文化財調査委員会の中で、そういった先ほどの芦東山も含めて結構ですが、出された意見と質問を主なものは、もし手元にあれば一つ二つ紹介願います。

○文化財課長 良いところは市指定なりを進めるべきだというご意見をいただいております。

○文化財課学芸員 先ほど話題に上がりましたように、今後芦東山関係の指定をどうしていくのかというようなことは会議の中でも話題になりまして、市側としては芦東山関係資

料としてまとめてですね、県指定、或いは国指定を目指していくということは申し上げました。

○**教育長** そうすると今のお話で、芦東山の今回の二つに、日記と遺稿を別々にしていますが、市の指定とすれば現時点ではまとめて一括して市の指定という方向性ではないということですか。

○**文化財課学芸員** 指定となれば指定の件数何件で、古文書の件数が何件かということをも明らかにする必要がありますので、今、整理が終わっているもので価値がはっきりしているものから指定していくという方向性で考えているところです。

○**桂島委員** 資料の11ページに今までの指定等文化財一覧があるのですが、先ほど後継者がいない問題から中止になったりするところもあるってということで、もし保存会なり継承する方がいなくなってしまうという時は何か保存団体から申請されない限りはずっと名前とかは残って、それでも調査してこれからは継承は難しいだろうと判断した時点で、文化財一覧から削除されるとかそういうことはあるのでしょうか。

○**文化財課長** 14ページの市指定の文化財のうち、105番から117番までが無形民俗文化財の団体でございまして、この中には解散をしなくて休んでいる団体が幾つかありますが、そこは休んでいるということですね。活動再開に向けての支援も、きっかけづくりになるようなこともしているところです。

○**桂島委員** 休止という形であって存続するように働きかけているわけですね。

○**教育長** よろしいでしょうか。

それではただいま提案がありました文化財指定について、1件1件採決をとりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず議案第17号、有形文化財の芦東山日記につきまして、文化財指定とすることについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で議決されました。

次に議案第18号、有形文化財の玩易齋遺稿関係であります、これを文化財指定とすることについて、賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

これも満場一致で議決されました。

次に議案第19号、無形民俗文化財白澤神社おためし神事につきまして、これを文化財指定とすることについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場で議決されました。

次に議案第20号、無形民俗文化財小沼鹿踊につきまして、文化財指定することについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で議決されました。

議案第21号、無形民俗文化財下猿澤伊勢神楽、これを文化財指定することについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で議決されました。

議案第22号、無形民俗文化財渋民伊勢神楽につきまして、文化財指定することについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場で議決されました。

議案第23号、無形民俗文化財舞草鉦太鼓念仏、これを文化財指定することについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で議決されました。

ということで以上7件につきまして、全て文化財指定とすることに決したところであります。

よろしくお願いたします。

今後そうすると、文化財指定の公示になるんですけど、どういう形になるのですか。

○文化財課長 告示して所有者の方に通知し、指定書を交付します。

○教育長 議事は以上であります。

## 報告(1) 行事報告及び9月行事予定について

○教育長 それでは3番目の報告に入ります。私の方から行事報告をさせていただきます。前回は7月の22日に教育委員会定例会がありましたのでそれ以降について説明いたします。第18週7月28日、第1回一関市博物館協議会がありました。これは年2回ほど、様々な意見をいただく機会ではありますが、令和元年の事業報告と今年度の事業の取り組み状況、コロナ禍での状況について説明がありました。今年度は全部で大きな展示会を4回予定されておりまして、企画展、棟方志功展の予定がありましたが、これは次年度開催に変更いたしました。それからテーマ展は三つありまして、一関と江戸の①、一関と江戸の②、日本刀と拵の三つだったんですが、一関と江戸の①、江戸で遊び江戸で学ぶというのが4月から6月の予定だったんですが、延期しまして9月18日から12月6日まで。の予定としており

ます。ですから半月後からスタートという予定であります。それから一関と江戸の②は、一関藩の江戸屋敷ということだったんですが次年度に延期になります。日本刀と拵というのは予定通り令和3年の1月から3月の予定です。

なお色々な展示が中心となりましたので、急遽、特別展として白石隆一、千厩の画家であります。ひと夏のスケッチというのを既にやっております、今週の日曜日で一応終了の予定でありますので、もし行ける方はどうぞご覧になっていただければと思います。28日、花泉地域統合小学校の学校づくり推進委員会がありました。会長が藤堂前教育長会長にはなっておりますけれども、役職等の変更で新しく委員になられた方がありますので、辞令交付を行いましたし、進捗状況について確認したところであります。ちなみに花泉地域の統合小学校、花泉小学校という名称の予定で、現在敷地造成工事が既に行われております。委員さん方にも見ていただいたところでありますが、建物はまだなのですが敷地の部分はかなり嵩上げされまして、少し高くなってきているところでありますので、花泉地域の住民からもはっきり見えているのではないかなと思いますが、令和3年に校舎建設を始めて令和4年までかかって令和5年に開校の予定で現在着々と進んでおります。

7月29日、市学校給食センターの運営協議会がありました。これは委員17名で運営状況についていろいろ意見をいただくものであります。特にも今年度から公会計に移りましたので、その部分での説明も様々行われたところであります。なお、昨年までのところで、未納の部分につきましては、トータルとして214世帯890万円ほど未納の状況で、回収する債権につきましては市に譲渡したところでありますので、今後は市の債権条例の中で対応していくということになります。なお、給食センター毎の残金についてはトータルで133万円ほどありましたので、これは市の会計の方に繰り入れられるということになります。なお、前にも報告したと思いますが、3月の学校の一斉臨時休業によって、給食が急きょ止まった関係で、合計1,495万円を保護者に返金したところでありますし、それから食材納入業者にいきなりストップになったので、キャンセル料を合計345万円ほど払ったということでこれも報告されたところであります。

7月30日、市議会の臨時会の本会議がありまして、補正予算等が審議されたところであります。コロナ関係の消毒液とか、修学旅行のキャンセル料等、これが補正として可決になったところでありますし、それからコロナと直接関係ないんですが、学校用コンピューターの小中合わせて9億ほどの補正予算がここで審議されたところであります。

7月31日、新たな県立高等学校の再編計画の地域検討会議がありまして、日中は、市長他、私も出させていただきましたが、夜は一般の方々の説明会がありましたが、県の教育委員会の方では県立高校の再編について、県内の4ヶ所での再編を提案されてきました。盛岡の盛岡南と不来方高校、それから宮古商高と宮古水産、それから福岡工業と一戸高校、



そして水沢工業と一関工業と千厩の産業技術課、この4ヶ所で統合の提案なされましたが、この検討会議では反対意見が多数でありました。市長も反対の立場で意見を述べましたし私も基本的には反対の形で意見を述べさせていただきました。意見の中で言ったのは、ブロックを超えるのはこの地域だけでこれまで県で県立学校のブロックを超えたと思ってやったことないはずだということで、子供の足等の関係で非常に難しくなるんじゃないかということで、あくまでブロックの中での様々な再編にしても、計画を立てないといろいろ支障が出るんじゃないかっていう意見も出させていただいております。

8月に入ります。第19週8月5日、世界遺産拡張登録に係る県関係市町の教育長の意見交換会がありまして、これは定例のものでは全くありませんが一時的にこういう形でやっていただきました。ぜひ、協力して今後進めていただきたいという中身と、令和4年を一つの目途に、今後の取り組みをぜひ整備的に進めていただきたいという、こちらも協力してやりましょうという話し合いをしたところであります。

8月6日、大東地域の中学校の再編に係る懇談会がありまして、大東中学校区であります。先ほど話しませんでしたでしたがその前にも大原中学校のPTA、興田中学校のPTAにも説明しておりまして3ヶ所ほどPTA会員対象に説明をさせていただきました。人数はそれぞれ20から30位、少ないところは10代でありましたけれども、興田と大東中学校区については質問も含めて基本的には賛同の形の質問意見等だったのではないかなと思っております。大原中学校区については、賛同がありながらも課題が多いのではないかという、そういう質問とかが多かったという気がいたします。

今後の予定ですが9月からは今度は一般の方を対象に説明会を今後やっていく予定であります。教育委員会議で確認した3校同時新設統合という部分をぜひ説明をさせていただいて理解を求めたいと思っております。

果たして3地区同時にそういう理解になるかわかりませんので、そこは説明しながらまた教育委員会議に報告させていただきたいと思っております。

それから8月8日、第1回のITキッズ養成プロジェクト開講式がありまして、これは今年度新たに事業として始めたものであります。市内の小学校5年生から中学校2年生に希望を募りまして合計31名の子供たちが、このITキッズのプロジェクトに参加していただきました。7回ぐらいのシリーズで1人1台のパソコンを貸与して、そして主にタイピング、ブラインドタッチができるようにということでそれをまずマスターすべく講習をスタートしたところであります。第1回のこの日は市長にも来ていただきまして講話をいただいたところであります。

行事報告については以上であります。

それでは行事予定についてよろしく願いいたします。

○教育総務課長 （説明）

報告(2) 令和2年度学校教育行政の重点について（いじめと不登校への対応）

○教育長 4番のその他に入ります(1) 令和2年度学校教育行政の重点につきまして、これも前からやっている部分ですが今回はいじめと不登校対応について説明をお願いします。

○学校教育課長 （説明）

○教育長 それで今回は5回目の重点項目の説明でありましたが、ご質問ありますか。

○伊藤委員 いじめに関してなんですけども、やっぱり学校現場だけとか当該児童生徒対応だけが本当に大丈夫なのか、解決がいっぱいあるのかなって感じはしますけども。どうも前から私ずっと思っているんですが、保護者がいまだにこの情報化の世の中で例えばいじめに対して、学校現場とか児童生徒等の立場とは随分ずれてるような感じですね。例えば、からかいとか悪口とか悪戯とか誹謗中傷、その程度をいじめとは認識してない、いじめとはとらえてないような保護者がいまだにいそうな感じがするんですね。こういう保護者がいて、そしていろいろ問題が起こったときには、加害になっている親御さんは決して認めない。そうすると解決に至らない事案が結構あるんですけど。

ですから例えばこういう人たちに対して、いじめがずっと文科省から出ているようなものを周知徹底させるっていうか、する必要があるのではないかなと思うんですけどその辺如何でしょうか。

○学校教育課長 委員のご指摘のとおり、いじめの指定についてはもう少しこうご父兄の方にもお話をする必要があるかなというふうには感じております。またその規定そのものも、本人がいじめと感じたらいじめであるというふうな規定が物議を醸し出しているところもありますので、それに則って学校は動いているのだということをご理解いただくように丁寧にこれからも説明していく必要があるかなというふうに思いました。

○伊藤委員 併せてですね、例えば加害の児童生徒に関してはいじめというのは全員困るんですけども、そのほとんどが被害者のいじめに苦しむ姿や狼狽して右往左往する姿を楽しむという、卑劣な児童生徒、そういう行為を残酷で卑劣だと思わない児童生徒もいるわけですよ。ですからやっぱり生徒指導上もこの辺に関しては一歩深く踏み込んで子供たちに対しては人間性も含めてキリっとした指導する必要があると思うんですよ。私の要望なんですけども、先生方にも意識してですね、そういう子供たちを指導していただきたいと思います。

○学校教育課長 共感して聞かせていただきました。特にこのいじめの態様の件数のところにあります、ひどくぶつかられたり叩かれたりということもいじめそのものの前に暴力

行為だという、そういった認識等の学校の捉えだったり、また考えの方の捉えもですね、ちょっと教えていったり話をして理解してもらうことは非常に必要なのかなと思います。併せて加害の方の親御さんのこの事実をなかなか受けとめられないところや、向こうが悪いから叩かざるを得なかったとかっていうふうなことになりがちなので、そういったところを時間をかけながら話をする必要がある、また同時にそこにこんな差が今生じているのかなというふうに感じておりました。

**○伊藤委員** 3番目なんですけどね一つお願いします。結局先生方も一生懸命、それから保護者の理解のある人たちは一生懸命ですし、当該の良識のある児童生徒はまず耳を傾けるでしょうね。どうしても教師主導になってしまうと行き詰まってしまう場面がたくさんある。行政のお力を借りても多分行き詰まって今まではそうだったように思います。ですから、思い切ってですねやっぱりいろんな場面で子供たちにこの問題を投げかけて子供たち自身でこれに向き合って、解決の方向を模索させるっていうようなことはいかがでしょうか。そういうことをもしできればお願いしていきたい。

**○学校教育課長** 本当に自分たちで自治の考えで自分たちで自分たちの命を守っていくという考えからも子どもたちで解決できるように働きかけていきたいと思います。

**○教育長** 私もそこは同感でありまして、昔と比べると今の子供たちの中に、例えばいじめの部分を見てそれをやめさせるっていうことがですね、なかなか今の子供たちができない状況。全体には結構そういう部分がいたんです。私もいろいろ報告を受けてですね。ですから、解決がなかなか子供同士の中でできない。複雑さもあってですね、例えばいじめてるのを見ていじめるなよと、お前二度となるなよ、やったらどうなるかわかっているかなんて言ったらこれもいじめになってしまうというのもありますので、これちょっと単純に言えない部分があって、なかなか子供たちが踏み出せない部分があるんですよ。そういう行動が脅かしになっちゃうと今度それがいじめになってしまうっていう。非常に複雑な難しさもあって、苦しい部分があるんですがいずれ子供たちの中にそういうのをやめさせる、起こさないような力っていうのは非常に大事だなと、ただそれを学校でどうやって培うかっていうところが非常に難しいんです。

員さんの方から、何か他にありませんでしょうか。

**○千葉委員** 今の一関市内の小中学校で重大事案に繋がりそうな件は何か上がっているでしょうか、何もないでしょうか。

**○学校教育課長** 現在のところでは今年度はございません。ただ、危うさはございますので、今後、途中から事態が変わるとかやられた子供たちの様子が変わるとか、親御さんがそういうふう思いになるということも考えられますので慎重に対応していきたいと思いま他によろしいでしょうか。

○桂島委員 2月3月4月くらいに新型コロナの影響で学校が休みになった時期があったんですけど、休み明けから少し不登校のお子さん達が市内の小中学校で増えたっていうのがあるかどうか教えていただきたいなと思います。

○学校教育課長 正確な数字は申し上げられませんが、コロナで増えているというような特徴はありません。

○教育長 よろしいでしょうか。

## その他(2) (新しい生活様式の改訂について)

○教育長 その他の(2)に入りますが、事務局から二つほどあるということです。

○学校教育課長 先日文科省の方から新しい生活様式の改訂版が届きまして、次のような部分を新たに改訂したとのことでした。それについて説明させていただきます。

(説明)

○教育長 今のペーパーのところは前にも説明させていただきました。更に前はですね、一関市内で発生した場合、44校すべて2週間休むという方針でしたが、大分コロナの考え方が全国で主流になって参りましたので、専門家も含めた見解だと思いますので本市でも基本的には児童生徒以外の場合には学校が休業にしないと、児童生徒教職員の場合には該当校のみということを変えているところでもあります。

何かこれについてご質問意見等ありますか。

○千葉委員 4月9日の号外から1枚目の方に変更になったということですね。

○学校教育課長 このページのところは文科省の通知でございまして、文科省から改めて8月6日に出たものでございます。

○千葉委員 そうすると2週間程度っていうものだったものが今、1日ないし3日の臨時休業後の学校再開に変わったと。それは文科省の方で科学的な根拠を基にこういうふうな通知を出したという理解でいいですね。

○学校教育課長 はい、その通りでございまして、これまでのデータに基づいてそのような日数になってございますが市としましては最長2週間ということで考えておりました。

○教育長 文科省のデータでもですね、今まで学校、教職員、児童生徒で発生した場合の学校の休業日は0日から9日の間に全部あるんです。そして例えば授業の最中で学校で感染が広がったケースはゼロでありましたので、そういう部分も踏まえての方針だというふうに思います。このために2枚目の数値を変えるかっていう部分もあるんですが、該当になるのはその2週間の部分だけありますので、通知もすでに2回保護者宛に出してますので、またこれだけをもってまた通知を変えるのはちょっと性急すぎるかなと思いましたので、あくまでその学校に何日か休業を、濃厚接触者が特定されるまでの間休業するって

いうことについてはこの中の解説の中である程度可能なのかなと思います、新たに通知を出さないでいました。

もっと他に変更箇所があった場合には改めて出す必要があるかと思いますが、現在のところで抑えておりました。

その他いかがでしょうか、コロナについては随時いろいろ変わっていくと思いますので、教育委員会議の度にそういった部分については報告したいというふうに思います。

それでは(2) もう一つありました。

#### その他(2) (小中学校タブレットの仕様内容について)

○教育総務課長 私からICTの整備状況についてご説明させていただきます。

(説明)

○教育長 いろいろ説明いただきました。

私の方から一部補足ですが、全部で8億の大きな予算であります、実際には国からの補助、それから臨時交付金でほとんど賄えることであります。あとよくテレビ等で休業中のオンラインの授業ということで話がありますが、地域としてはやれる部分はあるのですが、現実的にはそれぞれの家庭の中にW i f i の環境等がないとできませんので、そのW i f i の環境があるっていうことは毎月の通信料が7,000円とか8,000円とかかかってきますので、それを全部自治体が持つということにはちょっと無理なので、実際にはそういう環境があるところの子供についてはできる。多分、まだはっきりはしてないのですが市内でも多分3～4割ばそういう環境にないと思いますので、そういう地域についての子供については、もしやる時には例えば市民センターに行くとか、或いはそういう子は学校に通ってきてもらって、そういう形での対応は可能かなと思いますので、今後はそういうことも研究して参りたいと思っております。

よろしいですか。

それではこれについても後でいろいろ情報提供させていただきたいと思います。

それでは以上で第210回一関市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございます。